

2年目教員研修

[養護教諭、栄養教諭、栄養職員、事務職員は除く]

芳賀4町教育委員会

1 趣旨

平成28年12月の中央教育審議会答申「教員の資質・能力の向上」では、これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められている。

本事業は、学習指導の指導技術や学級経営、児童生徒指導等、教育の専門家としての確かな力量の向上を図ることを目的としている。

実施する上での基本的な観点は以下のとおりとする。

- (1) 当該教員の学級担任としてのスキルアップにつながるサポート体制の構築。
- (2) 当該教員の学習指導技術を高め、児童生徒の学力向上につながるサポート体制の構築。

2 期日、内容等

期 日	内 容	実施の手続き等	場 所
原則10月以降で 日時は対象者に 応じて	【授業実践研修】 ①担当指導主事が対象者の所属校を訪問し授業参観 ②担当指導主事との話し合い	①対象者が管理職と相談をして、実施希望日を決定する。 ※対象者が一校に複数いる場合はできるだけ同一日とする。 ②対象者は担当指導主事と連絡を取り合い、授業実践期日を検討する。 ③対象者が管理職の承諾を得ることにより期日決定とする。 ④担当指導主事が対象者の所属校を訪問し、授業実践を通しての研修を行う。 ※派遣申請は不要。 ※授業の指導案は略案とする。	所属校

3 授業実践研修手続き上の確認事項

- ・ 授業実践研修会は原則として、10月以降に行います。時期について要望があれば可能な限り対応します。
- ・ 日程については、必ず管理職の方と相談の上、決定してください。
- ・ 対象者2年目教員が複数名いる場合、できるだけ同一日にしてください。
- ・ 合同訪問（今年度未実施）、学力向上指導員訪問（益子・茂木・市貝）、学力向上推進事業（芳賀）、要請訪問、校内研修等を兼ねても構いません。指導案もそれぞれの形式でかまいません。
- ※日程調整後、芳賀四町教育研究協議会より改めてご連絡します。希望に添えない場合もありますので、その際はご了承ください。
- ※授業参観の後、担当指導主事との話し合いの場所を確保してください。

4 授業実践研修希望日の提出

(別紙) FAX 送信票に、希望日を記入の上、7月17日(金)までに芳賀四町教育研究協議会(FAX 0285-81-5880)へ提出してください。複数名受講者がいる場合でも、一人一枚でお願いします。